平成２６年（フ）第１６４号
北九州市若松区深町２丁目10番10号
債務者　田中　謙二
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２９号
大津市湖城が丘28番11号、前住所大津市別保１丁目８番20―213号
債務者　松岡　保幸
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５１号
愛媛県松山市安城寺町1118番地２　ベルメゾン安城寺603号
債務者　濵田美也子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５３号
神戸市中央区山本通５丁目１番６号　ベルコート相楽園301号室、従前の住所神戸市長田区若松町10丁目２番１号
債務者　原　　淳
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　　由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８２号
高知市百石町３丁目８番13号
債務者　曽我部孝俊
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５９号
大阪府阪南市舞１丁目32番20号102号、前住所大阪府阪南市さつき台１丁目13番12号
債務者　石橋日佐夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
大阪府堺市西区浜寺石津町中２丁６番33号ロイヤル石津202号
債務者　河内　英典
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
奈良市芝辻町４丁目９番地の７　プランヴェール奈良新大宮404号
債務者　井上　俊治
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３７８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目27番11号
債務者　多田　浩二
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９８号
熊本県上天草市大矢野町上6601―２、住民票上の住所熊本県上天草市大矢野町上6543番地
債務者　髙橋　勇雄
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１７号
熊本県宇城市豊野町上郷1788番地
債務者　石原　　収
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
和歌山県紀の川市貴志川町北1296番地10
債務者　北原　勇二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３号
和歌山市関戸３丁目５番11号
債務者　菅谷眞起子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
和歌山市有本164番地の３　リッチアンドフォース有本101号
債務者　久世　史彦
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
和歌山市雄松町４丁目２番地の２　コーポ35―306号
債務者　山下真杜華（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０４号
和歌山市大河内160番地の３
債務者　山東　　晃
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０５号
和歌山市大河内160番地の３
債務者　山東　由佳
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係